

議会の



6月定例会

議決された議案

- 議案第36号** 令和元年度鶴田町水道事業決算認定について
議案第37号 令和元年度鶴田町下水道事業決算認定について
議案第38号 令和2年度鶴田町一般会計補正予算(第3号)案
議案第39号 令和2年度鶴田町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)案
議案第40号 令和2年度鶴田町学校給食特別会計補正予算(第2号)案
議案第41号 鶴田町奨学金貸与基金条例の一部を改正する条例案
議案第42号 鶴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
議案第43号 鶴田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案
議案第44号 鶴田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第45号 鶴田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第46号 鶴田町介護保険条例の一部を改正する条例案
議案第47号 除雪機械の購入について
議案第48号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第11号 令和2年度鶴田町学校給食特別会計補正予算(第1号)

概要 6月定例会

令和2年第2回鶴田町議会定例会が、6月4日から11日まで会期8日間で開かれました。今定例会では、議案13件について審議が行われ、原案どおり議決(認定2件、可決10件、承認1件)されました。また、水道、下水道の公営企業会計決算が認定されましたので、令和元年度の水道事業決算、下水道事業決算について、概要をご紹介します。

水

水道事業決算

収益的収入および支出	令和元年度	平成30年度
水道事業収益	305,212,647 円	305,329,477 円
水道事業費用	253,007,316 円	270,932,352 円
当年度純利益	45,664,311 円	30,113,223 円
当年度未処分利益剰余	456,343,261 円	410,678,950 円
翌年度繰越利益剰余金	456,343,261 円	410,678,950 円
資本的収入および支出		
資本的収入	52,750,000 円	35,760,000 円
資本的支出	142,227,154 円	122,274,103 円
資本的収支不足額	89,477,154 円	86,514,103 円

※資本的収入額が資本的支出額に不足する額86,514,103円は、過年度分損益勘定留保資金80,934,942円および当年度分消費税、地方消費税資本的収支調整額6,541,020円で補てんした。

下

下水道事業決算

収益的収入および支出	令和元年度	平成30年度
下水道事業収益	736,646,061 円	714,215,774 円
下水道事業費用	582,412,875 円	593,254,553 円
当年度純利益	153,499,025 円	117,866,754 円
当年度未処理欠損金	52,148,525 円	205,647,550 円
当年度末不良債務	0 円	0 円
資本的収入および支出		
資本的収入	81,985,363 円	161,438,961 円
資本的支出	450,043,080 円	501,249,599 円
資本的収支不足額	368,057,717 円	339,810,638 円

※資本的収入額が資本的支出額に不足する額368,057,717円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんした。

一般
質問6月定例会一般質問の
要旨をお知らせします

小関 優 議員

所属党派 政優会

① 鶴田町民の命を守る

町民あつての鶴田町です。新型コロナウイルス感染症対策として、消毒液やマスク配布の必要性について質問した際、作り方を町民に周知している、今のところ配布は考えていないと回答されました。町民の中には、さまざまな状況に置かれた方がおります。ご高齢の方などは、作りたくても作れない方もおります。社会的弱者の感染予防策として、作り方を周知するだけで感染予防ができるのでしょうか。

② 鶴田町民の暮らしを守る

暮らしを守る

町では、飲食店等支援臨時給付金を支給することとしました。新型コロナウイルス感染症による経済的打撃は、飲

食店だけではありません。第2弾、第3弾の経済対策が必要ですが、どのように計画しているのか伺います。

③ 鶴田町民の未来を守る

青森県は、新型コロナウイルス対策の緊急事態宣言が解除されました。第2波、第3波を警戒しながらも、新型コロナウイルス感染症終息後の町の経済活性化について検討しなければなりません。どのように計画しているのか伺います。

答弁 町長

町では、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、国や県の基本的対処方針に沿いながら感染症対策を進めており、主には感染が流行している地域への移動を控えること、換気が悪く人が密に集まる場所を避け、人との適切な距離を保つこと、手洗いやせきエチケットなどに努めること、発熱やせきといった相談受診の目安に該当する症状がある場合には外出を控え、

帰国者・接触者相談センターに相談することなどについて、感染症をめぐり状況の変化に応じて、できるだけ分かりやすく伝わるよう工夫をしながら、防災行政無線やホームページ、つるりんフェイスペインク、つるりんほつとメール、広報等により町民の皆さまに周知し、ご協力をお願いしているところです。

中でも基本となる石けんによる手洗い、消毒液による共有部分の拭き取り、マスク着用によるせきエチケットについては、どれだけでも安心できると言い切れるものではないため、これを徹底することが大事となりますが、消毒液とマスクは感染症拡大の影響により品薄となり、価格も高騰し、手に入りづらい状況となったことから、国では障害者、要介護者、妊婦、学校、各住所地にマスクを配布することとし、消毒液とともに転売禁止の措置を取ることなどをしております。

この間、町では影響が長期化するに備え、国の情報参考により、消毒液の家庭用塩素系漂白剤を希釈する作り方、マスクのハンカチやキッチンペーパー、布を利用した作り方を周知し、併せて庁内に設置した相談窓口において健康面や予防方法についての相談や問い合わせに応ずることとし、また小中学校へのマスクの配置、中学校への消毒作業員の配置、妊婦への情報提供とマスクの配布、高齢者への電話と訪問による状況確認

や介護予防のためのチラシ配布など、それぞれの状態に沿った支援を行っております。

さらに、先般有限会社三浦建設と町上下水道協会より寄贈いただいたマスク1万2,200枚についても、小中学校と福祉施設に配布させていただいたところであり、寄贈いただいたことに対しましては改めて感謝とお礼を申し上げます。

また、本定例会に上程いたしました一般会計の補正予算案には、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、マスク、消毒液、防護服などを購入する予算を計上しております。

今後とも町民の命と健康を守るため、状況の変化に応じ随時周知をし、ご協力をお願いしながら、またそれぞれの状態に沿った支援も行いながら感染症対策に取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響による経済対策についてですが、感染症は国内外の経済に甚大な影響をもたらして

おり、世界経済は戦後最大の危機に直面していると言われております。

そのため、国は4月21日に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を決定し、25兆円規模の補正予算を編成しました。その内容は、1人10万円を給付する特別定額給付金、児童手当に1万円を上乗せする子育て世帯への臨時特別給付金、個人事業者へ100万円給付する持続化交付金、個人事業主等に対する実質無利子、無担保融資、地方自治体へ総額1兆円を交付する



△ 6月定例会の議場



△地元企業がマスクを寄贈しているようす

地方創生臨時交付金、社会保険料等の猶予など、感染拡大防止策、雇用の維持や事業の継続、経済活動の回復など、これまでにない規模となっておりま

さらに、国では第2次補正予算を編成することとし、雇用調整助成金の拡充、資金繰り対応の強化、家賃支援給付金の創設、地方創生臨時交付金の拡充、ひとり親世帯への追加的な給付など、32兆円規模の追加経済対策を現在審議しております。

また、県でも休業要請に応じた事業主に協力金を支給する新型コロナウイルス感染症対策感

染拡大防止協力金、地域経済を維持、回復するための市町村の取組を支援する新型コロナウイルス感染症対応地域経済対策事業、中小企業への資金繰りを支援する特別保証融資制度の融資枠の拡大など、事業者に対する支援や地域経済の回復に向けた対策の補正予算を3度にわたって編成しております。

町でも感染症の影響を受けた事業者や住民への支援策として、10万円を給付する飲食店等支援臨時給付金、1万円分の商品券を支給するひとり親世帯生活支援臨時対策事業や準要保護世帯生活支援臨時対策事業、国の児童手当に1万円を追加給付する事業を拡大して17歳と18歳の高校生にも1万円を給付する子育て世帯臨時特別給付金拡充対策事業、300万円までの小口融資に

それぞれ事業を実施に移しております。

町の追加支援策につきましては、今定例会に上程した補正予算案等に計上しているところであり、その内容は個人事業主や農業者を支援するための国民健康保険税の最大2万円の減額、全ての世帯や事業所に対する支援としての水道基本料金とメーター使用料の免除を9月まで延長、子育て世帯の生活支援のために学校給食費の6月から9月までの4か月分の免除、ゼロ歳から2歳児の保育料の6月から9月までの4か月分の補助、保育所副食費の6月から9月までの4か月分の補助、75歳以上の一人暮らしや二人暮らしの高齢世帯の生活を支援するための1万円分の商品券の配布、公共施設の維持管理費に対する助成などの支援策を実施し、町民の皆さまの支援を行ってまいりたいと考えております。

最後に、新型コロナウイルス感染症終息後の町の経済活性化策についてですが、現在町の経済活性化策としましては、商工会のプレミアム商品券発行事業に対する補助、ひとり親世帯や準要保護世帯へ商品券を配布する事業を実施しており、高齢者世帯への商品券の配布事業も実施することとしております。

新型コロナウイルス感染症は、治療薬の完成やワクチンの開発など、医療的な対処方法が確立しない限り、その終わりはなかなか見通せないものと考え

ております。また、その治療薬やワクチンが日本だけでなく、世界全体へ行き渡るようになることが必要であると言われております。

そのため、新型コロナウイルス感染症の世界経済への影響は、今後数年にわたって続くものと予想されておりますので、日本経済に与える影響を見極めながら、国や県との連携を図り、経済活動の回復に向けた効果的な施策を検討してまいります。

〔再質問〕

状況は、時間の経過とともに変わり、今はマスクや消毒液も並ばなくても買える状態になってきました。鶴田町には75歳以上の一人暮らし、二人暮らしというような社会的弱者の方もたくさんおります。町民の声に耳を傾け、そして声の届けられない町民のことを思い、そのような行政運営を行っていたらいいと思います。回答は要りません。

澤田 武彦 議員

所属会派 令明会

①新型コロナウイルス感染症予防対策について

今後予想される第2波、第3波に備えた関連防護物資等備蓄

計画を町としてどのように考えているのか伺います。

②新型コロナウイルス対策に対応した事務システム体制について

中長期的事態を想定した行政体制とオンライン活用の方針について、町としてどのように考えているのか伺います。

③まち・ひと・しごと創生総合戦略について

鶴田町人口ビジョンでは、町独自の将来人口推計を2060年に7,112人としております。これを踏まえ総合戦略では、地域の産業を支える人材の確保および育成の中で「農地付き空き家」の提供体制の整備とありますが、この内容について伺います。

答弁 町長

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてですが、新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言は、5月25日に全国で解除されました。感染者数は1万7000人を超え、死亡者は900人にも上り、かつてない感染拡大となつております。今後は、新しい

生活様式の定着、3密の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用をはじめとした基本的な感染対策の継続、徹底を図り、新型コロナウイルス感染症に対応した新たな日常をつくり上げていくことになるものと考えております。

緊急事態宣言が解除され、社会経済の活動レベルは段階的に緩和されていくこととなります。6月19日以降は、北海道や首都圏との移動に制限がなくなり、全国をまたぐ人の移動が活発となることが予想されます。また、政府の入国制限などの水際対策も緩和される方向にあり、第2波の感染拡大にも備えていく必要があります。また、災害が発生した場合の避難所での感染症対策に必要な物資や資材についても準備していく必要があります。

そのため、今定例会に提出した補正予算案において、国の地方創生臨時交付金を活用し、マスク、消毒液、防護服、フェースシールド、パーティションなどの感染対策用品を購入する予算を計上しております。

また、国の第2次補正予算では、地方創生臨時交付金が2兆円追加されることが閣議決定され、現在審議されておりますので、その交付金を活用して感染拡大に備えた物資や資材などの購入を進めてまいります。

次に、新型コロナウイルス対策に対応した事務システム体制についてですが、新型コロナウイルス

イルス感染症に対応するため、町では特別職と各課長等で組織する新型コロナウイルス感染症警戒対策本部を2月26日に設置し、協議を重ねてまいりました。国の緊急事態宣言の発令に伴い、4月8日には新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、感染症対策を進めております。また、感染症対策に関する各課の担当窓口についても、それぞれの事務分担を協議し、役場の入り口に掲示し、広報へ掲載して周知しているところです。

感染症対策に伴い、町の事務事業が大幅に増加しており、職員の負担も多くなっております。中でも国民1人当たり10万円を給付する特別定額給付金事業につきましても、企画観光課を中心としたプロジェクトチームを編成し、さらに会計年度任用職員を3名採用して事務処理を進めております。

また、児童手当に1万円を追加給付する子育て世帯臨時特別給付金事業では、会計年度任用職員を1名採用して事務処理を進めております。

国や県の基本的対処方針では、引き続き在宅勤務やテレワークを推進しておりますが、町の業務につきましても、住民への対面での対応業務が多いため、在宅勤務にはなじまないものと考えております。また、個人情報やセキュリティの観点からパソ

コンを自宅に持ち帰らせることは難しく、通信環境のセキュリティ対策も必要となるため、テレワークにもなじまないものと考えております。

また、今定例会の補正予算案にはテレビ会議用のパソコンなどの購入費を計上しておりますが、各種会議等のテレビ会議での開催に対応すべく、準備を進めてまいります。

国では、行政手続のオンライン化を推進しておりますが、マイナンバーカードの町の交付件数は1019件、普及率が7.9%と非常に低く、今回の特別定額給付金事業でのオンライン

申請は、現在25件にとどまっている状況です。

令和3年からは、健康保険証としてのマイナンバーカードの利用が始まることにもなっており、各種手続をオンラインで進めるためにもマイナンバーカードの普及を促進し、住民サービスの向上に努めてまいります。

最後に、農地付き空き家の提供体制の整備についてであります。鶴田町まち・ひと・しごと創生総合戦略が今年4月から第2期の戦略に移行しており、その中の基本目標1「地域特性を生かした雇用の場をつくり、地域産業を支える人材を確保する」において、

基幹産業である農業分野で、新規就農者の確保と多様な担い手の育成に注力するための具体的な施策として記載されております。

これまで地方においては、人口減少、少子高齢化の進行に伴い、空き家や遊休農地の発生、地域の活動や農業等の産業を支える担い手不足によるコミュニティの衰退などが課題となっております。

国の調査では、都市部住民の農山漁村地域への移住に対する考え方として、移住してみたいと回答した割合が3割を超え、特に若い世代が回答したとのことであり、移住に関心のある都市部住民に対する農山漁村に定住して過ごしたいこととはという質問に対して、趣味として農林漁業の回答が34.8%、主な所得源として農林漁業の回答が29.8%と農林漁業に関心が高いことが報告されています。

また、別の調査では新規就農者が就農時に苦労したことについて、農地の確保、住宅の確保、地域の選択の3項目で、親元就農者に比べて回答した割合が高いとの内容が示されております。

これらを踏まえ、定住人口等を維持、増加させる移住促進の取組として、移住先で農業に従事することに関心を持つ移住希望者をターゲットに、空き家と農地等を併せて農地付き空き家として情報提供することは、担い手不足等の課題解決の有効な方策の一つであると考えられます。

なお、農地の権利取得に当たっては、農業委員会の許可を受ける必要があり、農地法第3条に基づき一定の要件を満たす場合に許可されております。許可要件のうち、下限面積要件については取得後の経営面積が50アール以上となっておりますが、地域の実情に応じて一定の区域について、農業委員会の判断で



△商工会発行の「地域振興応援券」を買うための列

これよりも小さい面積を別段の面積として設定することが可能とされており、農地付き空き家の提供体制の整備につきましては、農業委員会をはじめ関係機関等と検討しながら、地域の産業を支える人材の確保と育成につなげてまいりたいと考えております。

（再質問）

まず、1点目の備蓄計画についてです。マスクだけでなく防護服も含め、フェースシールドまで幅広くということでありましたが、これは町内から調達できるような状況にあるのでしょうか。ニュースでも紹介されており、地産地消ではないですが、できるだけ地元からお願したいところでございます。

2点目は、システム体制の問題でございます。先ほど町長の答弁の中にも行政手続のオンライン化で、町民からマイナンバーカードの申請がまだ7・9%そこらであるということですが、

今年は、国勢調査もあるわけですし、オンライン申請もできまので、そういうところからPRしていくことが事務レベルを上げていくことが一番自然かなと思います。無理してではなく、できることからやれば最高なのかなと思いますし、何とかそこは努力していただきたいと思っています。

次に、移住、定住の面積要件の件です。農地法の50アールの要件ですけども、これ以下でも

何も差し支えないということですが、食べていけるような面積というのは与えられるのでしょうか。畑とか菜園程度の形でも、やっぱり最終的に食べていかなければならないわけですから、その辺のところもお尋ねしたいと思っています。

そして、もう一点ですけども、地域おこし協力隊の件が広報に載っていましたけども、仮にそういう方々がこれから住むとなつた場合、当然家庭も持つて地域のために町で暮らしていくというわけですから、何らかの形で、例えば子どもの育児だけじゃなくて、空き家とか、家賃とか、そういう部分の面倒も視野に入れて取り組んでいけるのかというところも確認したいと思っています。これだけ40年後の未来を語っているわけですので、目の先のところもしっかり捉えていたほうがいいのかという観点からでございます。

答弁〓総務課長

まず、感染予防対策の資材備蓄関係での町内からの調達というところでございますけども、これにつきましては先般テレビとマスコミ等で紹介されておりますように、エムズメイトコーポレーションという会社が医療用の防護服を製作しているということでございます。問い合わせしたところ、まだ大量生産には至っていないという状況ではありますけども、町のほうでもできるのであれば、そちら

のほうにお願いしていきたいというふうには考えております。

次に、マイナンバーカードの関係ですけども、答弁でもありましたとおり、なかなか普及していないというのが現状でございます。健康保険証と一体になっていくということでございますので、そのときには全員がマイナンバーカードを持つていなければいけないということになりますので、そのときに慌てて申請が多くならないように少しずつマイナンバーカードの普及につまましては進めていきたいというふうに思っております。

答弁〓企画観光課長

移住の関係でございますけども、下限面積要件の件につきましては、先ほど澤田議員がおっしゃったように経営して食べていけるかというところでは、当然ある程度の面積が必要かと思

います。それで、下限面積が少ない場合は先ほど町長の答弁にありましたように趣味としての農林漁業という方々が該当するのかなとも考えられます。

また、地域おこし協力隊の暮らしについているための家賃補助とありますが、支援のお話ですが、

そちらについても地域外から鶴田町を選んでくださるという方々を定着させるためには、そのような何かしらの支援策をやはり検討していかなければならないのかなというふうに思っております。その辺につきましては、これから担当者とともにいろいろと検討を進めてまいりたいと思います。



△地域おこし協力隊の山田夫妻がスチューベンを収穫しているようす

議会の傍聴について

～新型コロナウイルス感染症の感染防止のために～

鶴田町議会では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、以下のことを傍聴される皆さまにお願いしています。

- ①受付時に、発熱やせき等の症状があるかどうかを確認し、症状がある場合には傍聴をご遠慮いただきます。
- ②行動履歴（感染拡大地域への移動等）の確認をさせていただきます。
- ③検温、アルコール消毒液による手指の消毒、マスクの着用をお願いします（消毒液は設置しています）

～本会議の傍聴席について～

傍聴席は、席の間隔を設け、定員を13人といたします。

定員を超えた場合は、国際交流会館2階の202会議室に設置しているテレビでご覧いただきます。

■問い合わせ先

鶴田町議会事務局

TEL：0173（22）1111（内線320・321）

鶴田町議会の流れ

町議会とは

町議会は、町の主要事業や政策、予算や条例などを決定する議事機関であり、町民から選ばれた議員 12 人によって構成されています。

町議会には、毎年 4 回（3 月・6 月・9 月・12 月）定期的に開かれる定例会と、必要に応じて開かれる臨時会があります。

議会招集 町長が議会を招集し、告示します。

本
会
議

- 開 会** 議長が開会宣言します。
- 提出議案説明** 町長が議案について提案説明します。
- 常任委員会へ付託** 各常任委員会へ請願等審査があれば振り分けます。

常
任
委
員
会

- 付託案件審査** 委員会に付託された請願等について意見を
交わし、審査します。
- 採 決** 委員会としての意思を決めます。

本
会
議

- 委員会報告** 各委員会の審査結果があれば報告します。
- 一般質問** 議員が提出議案以外の町政全般に関して、行政側に現状や見通しについて
質問します。
- 議案審議** 議案に対する質疑を行います。
- 討論・採決** 議案などについて、賛成反対の討論を行い、賛成か反対かを決めます。
- 閉 会** 全ての議案の採決が終了すれば閉会。

『開会』から『閉会』までの期間は、約 8 日間

鶴田町の委員会

委員会名	定 数	所 管 事 項
総務経済常任委員会	6 名	・ 総務課（消防、水防及び防災に関する事項を除く）、企画観光課、税務会計課、産業課、建設整備課、議会事務局、選挙管理委員会および農業委員会の所管に属する事項 ・ 他の常任委員会の所管に属しない事項
教育民生常任委員会	6 名	・ 町民生活課、健康保険課および教育委員会の所管に属する事項 ・ 総務課の所管する事項のうち消防、水防および防災に関する事項
議会運営委員会	5 名	・ 議会の運営に関する事項及び議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 ・ 議長の諮問に関する事項